

平成 28 年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱について（通知）

平成 28 年 6 月 20 日
沖縄県土木建築部長

みだしのことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より「平成 28 年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱について（通知）」（平成 28 年 5 月 27 日付国土建第 123 号）にて通知があることから、建設工事請負契約書について、下記のとおり取り扱うことになりましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

建設工事請負契約書の第 37 条（前払金の使用等）に次のただし書きを加える
ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

2. 特例措置の適用対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為含む）に係る前払金（中間前払金を含まない。以下同じ）で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるもの

3. 特例措置により前払金に含まれる範囲及び上限

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする

4. 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成 28 年 4 月 1 日以降に、既に請負契約を締結している工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合にのみ、特例措置の適用を可能とする

5. 施行年月日 平成 28 年 6 月 20 日

6. 添付書類 建設工事請負契約書 新旧対照表

建設工事請負契約書 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(前払金の使用等) 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> | <p>(前払金の使用等) 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p> |